

DVは犯罪です。 家庭という密室での暴力

DVは、親密な関係での暴力であり、家族全体を巻き込む暴力です。子どもをはじめ、親・兄弟、時には、親戚や友人までもがDVに巻き込まれています。家庭という密室で、暴力をふるうのは、当然、一緒に暮らしている子どもたちもそれを目撃します。子ども自身が直接暴力を受けなくても目撃をする。気配を感じるなど、不安定な家庭環境のなかで、養育されていることは、子どもたちにとって心理的な虐待となる可能性があります。

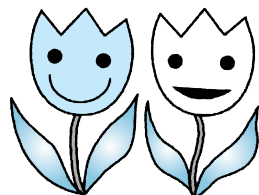
これまででは、被害を受けた女性の支援に精一杯で、子どものことは、二の次になりがちでした。しかし、子どもたちのケアを抜きにして、DVの被害者支援はありません。今後、「忘れられた被害者」である子ども達にも目を向けていかなければなりません。

人権啓発課男女共同参画係

熊本県手話奉仕員 養成講座受講者募集

(財) 熊本県ろう者福祉協会

聴覚障害者の社会参加と自立を促す
手話奉仕員の養成講座を開催します。
みなさんの参加をお待ちしています。



●開催日時

○入門過程 4月24日～8月7日
毎週月曜日(18:30～20:30)
15日×2時間=30時間

○基礎課程 8月28日～平成19年3月19日
毎週月曜日(18:30～20:30)
25日×2時間=50時間

※基礎課程は「入門過程」を終了した方に限ります。途中からの受講はできません。

●会場 阿蘇市農村環境改善センター

●申込期限 4月24日(月)

●申込先 Tel: 32-3218/Fax: 32-3613
E-mail: oshima@aso.ne.jp(小嶋)

母子手帳の交付・健康相談は 4月より、下記の日程で実施します。

一の宮保健センター Tel: 22-5088
毎週月～金曜(祝祭日除く)
午前8:30～午後5:00

内牧支所 Tel: 32-1111
毎週金曜(祝祭日除く)
午前9:00～午後4:00

波野保健福祉センター Tel: 24-2088
毎週水曜(祝祭日除く)
午前9:00～午後4:00

消費生活相談だより



困ったなと思ったら、
まず相談!!
阿蘇市消費生活相談室
Tel: 22-3364

阿蘇市役所の一階、市民課前に「消費生活相談室」を設け、消費者と事業所とのトラブルのご相談をお受けしています。

例えばこんな相談があります!

相談事例 販売員の虚偽説明
[商品名] 家庭教師付補習用教材
[概要]

電話勧誘の後、業者が来訪。家庭教師の無料体験を勧められ、家庭教師の契約をしたつもりだった。業者から信販用紙を差し出されたとき「テキスト代購入があるなら困る」と伝えしたが、「家庭教師代を引き落とすため家庭用クレジットなので問題ない」と説明された。信販契約の控えはもらっていない。その後、家庭教師が教材を大量に持参し、月謝は別途1万2千円と説明されて、初めてたまされたことに気付いた。教材を送り返したが、業者が受け取り拒否している。

[処理] 業者の虚偽説明、法定書面不交付等、販売上の問題点を業者、家庭教師派遣会社、信販会社に内容証明で通知し、加えて信販会社には支払停止の書類も提出するよう助言。後日、信販会社から業者への説得もあり、業者が全面解約に応じた。